

文教くらし委員会記録

開催日時 平成25年2月20日(水) 13:03~16:24

開催場所 第3委員会室

出席委員 9名

藤野 良次 委員長

宮本 次郎 副委員長

大坪 宏通 委員

宮木 健一 委員

浅川 清仁 委員

中野 雅史 委員

奥山 博康 委員

山本 進章 委員

和田 恵治 委員

欠席委員 なし

出席理事者 影山くらし創造部長兼景観・環境局長

富岡 教育長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 2月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

<質疑応答>

○藤野委員長 それでは、ただいまの説明、報告またはその他の事項も含めまして、質疑があればご発言願います。

○和田委員 それでは、私の方から幾つかの点にわたりまして、くらし創造部、あるいは、特に教育委員会に対しまして質問なり意見などを申し上げたいと、思うわけでございます。

まず、教育委員会から提出していただいております「平成25年度一般会計特別会計予算案の概要 平成24年度一般会計特別会計2月補正予算等の概要」の41ページ、磯城野高校の件です。これにつきまして、ここは農業あるいは家庭、そういった分野での職業教育を充実させることを目指していますけれども、今度、奈良県農業総合センターが橿原市にありますその場所から、桜井市の県農業大学校の敷地に移転をいたします。その関係

で、単に移転をするだけではなくて、奈良県農業総合センターそのものが研究の高度化、あるいはオンリーワンの研究開発をやって頑張っていくと。加えて、第6次産業化の研修拠点にもするということで大変意欲的な再生といいますか、そういう形で目指しております。

そこで、絶好の機会だと、チャンスだと思うのですが、この職業教育としての磯城野高校を初めとする農業関係の高等学校との連携、交流といったものを進めていくことが大変重要ではないかと思うわけです。奈良県農業総合センターはこれまで相当な形で成果を生み出してきましたし、その成果物を、例えばイチゴならイチゴ、こんなイチゴができたよということで、農業高校、磯城野高校でも示してあげる。そうすれば、ああ、これだったらいいなと、頑張らないといかんという希望が持てる農業ということで、これは品種の開発、改良になりますけれども、農業高校の生徒さんたちが希望の持てるような教育内容という意味で、奈良県農業総合センターとの交流を図っていく必要があるのではないかと、そういうことをこれから考えていかなければいけないと思いますが、どうお考えでしょうか。

それから、99ページです。茶白山古墳の整備のことですが、一部土地を公有化することによって、このたび買収されることになりました。これは大変有効なものだと、その地域を見て思っております。

問題は、文化財保存でこの茶白山古墳の一部を公有化するという行為に伴って、この古墳は町の真ん中にあるのです。だから、単にその古墳を整備する、そのために買うのだという行為を行うについては、それで終わりとするのではなく、やはりまちづくりとの関係で文化財保存を考えていくことが重要ではないかと思うわけです。

さらに、ほかの形を参考で言いますが、纏向古墳群がございますけれども、その中で、JR巻向駅の隣のところに、大型の建物跡、それが卑弥呼の宮殿跡ではないかというような推測で騒がれておりますが、あそこが国史跡指定となる方向で進めております。そうすると、あそこは一挙に観光のまちづくりにもなってくるわけです。そのようなことで、やはり文化財というものは、単に歴史を保存するという観点からだけではなくて、まちづくりと一体的な形で進めていく必要があるのではないかと考えております。

そういうことで、特にまちづくりとなってくると、地元の人たちの声を生かしながら、この文化財を町が守っていくのだ、そしてまたまちづくりのためにこれを活用するのだというような動きが必要ではないか、つくり出す必要があるのではないかと考えております。

いかがなものでしょうか。検討していただきたいと思います。

次にこの予算と離れまして、体罰のことについて幾つか質問をさせていただきたいと思っています。

まず1つ目は、いじめと体罰の共通性、あるいは本質的な内容をどのように把握されるのか。

2つ目には、この体罰の現状把握は、アンケートをこれから行ってきちんとするというけれども、アンケート以前の現段階での体罰の現状把握はどうであったのか。これをおわかりであればお示しいただきたい。

そして、その結果としてこれからアンケートが行われていくわけですが、このアンケートの目的については、質問ではないのですけれども指摘をしておきたいのは、この目的のところに、体罰の実態を把握する、これはこのとおりだと思います。しかし、アンケートを通じて体罰禁止の徹底を図る目的でというのだったら、ちょっと飛躍ではないかと。体罰禁止の徹底を図るためにこのアンケートをとり、資料とするのではないかと、理解をします。したがって、私の理解の仕方、細かいところまで目が行くと思われるかも知れませんが、これが世に出たら、何だ、アンケートでこの体罰の禁止の徹底を図るのかと、できるはずがないではないかと、こうなりますから、その点、留意していただきたいと思います。

余談になりましたが、そういうアンケートを行った結果として大切なことは、アンケートの結果を評価、分析していかなければならないと思うのです。それはいつごろ回収されるのか、そして、今問題になっておりますけれども、体罰の基準をこのアンケートから整理をしていかなければならぬのではないかと思うのです。

回収、それから体罰の基準をやはりお示しいただきたいと。例えば、胸をぼんとたたいただけで体罰になるのかどうなのか、笑えるような話でございますが、体罰といってもピンからキリまで、受け取る側してみればさまざまです。ですから、その辺のところ、体罰の基準はやはり示す必要があるのではないかと思います。

それから、体罰をした教師あるいはその学校に対する指導あるいは懲罰といったものはどうにお考えなのか、その点をお尋ねしたい。以上でございます。

○安井学校教育課長 磯城野高校の職業教育に関しましてご質問いただきました。

現在も磯城野高校では、配置されている教員では対応し切れないような最先端の技術であったり、知識であったり、そういったところは広く社会人の講師等を招きまして指導の

充実を図っております。そんな課程の中で、より一層就業体験、あるいは職業体験、あるいは実習等をするために、地域あるいはその他産業界、和田委員ご指摘の高度な研究施設等との連携等も模索しているところでございます。

今後もご指摘の県農業総合センターも含みまして、そういった高度産業技術等の最先端をいっているような施設とも連携しながら、就労に結びつく職業教育の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○小槻文化財保存課長 史跡桜井茶白山古墳の保存整備につきまして、2,900万円の予算案を提出しているところでありますが、この史跡につきまして、古墳のある地域、ここは桜井市の南側、桜井市本町通りの東の端に位置しているところでありまして、和田委員お述べのように、纏向とか初瀬とかがつながる桜井市の観光ルートの中のキーとなるエリアだと思います。桜井市も史跡などの文化財を活用した観光振興事業というものも検討されておられます。既に古墳近くにあるまちづくり協議会とか地域づくりのNPOなどがまちづくりにかかわる事業を実施されて、そういうネットワーク組織もあるということも承知をしております。

和田委員お述べのとおり、文化財につきましては、保存とともに活用、地域づくりの視点というものはとても大切な視点かと思えます。こういう中で、この茶白山古墳につきましては、地元がこの資源をどう活用していくのか、どう地域振興を図るのかという観点から、地元の桜井市とか自治会とか、あるいはまちづくり協議会など、こういうところと地元とともに今後の活用について検討していきたいと考えております。以上です。

○石井教職員課長 体罰について数点、ご質問いただいておりますのでお答えさせていただきます。

1点目は、いじめと体罰の共通性というご質問かと思えます。いじめも体罰も同様と申しますか、児童生徒の人権を侵害する行為であるという点で共通性があると、認識しております。そのような理解でございます。

2点目でございます。体罰の現状の把握状況ということでご質問をいただいております。体罰につきましては、学校教育法第11条で明確に禁止をされている行為でございまして、体罰ということになりますと、後ほどの質問にもございました懲戒処分という形になります。そういう形でいきますと、過去5年間で4件の体罰による懲戒処分を行わさせていただきました。平成20年度に1件、平成21年度に1件、平成24年度に、昨年10月ですけれども2件の処分をさせていただいているところでございます。

それと、アンケートの調査の、今回の調査の目的について、これは質問ではないということでお尋ねだったのですが、若干補足をさせていただきます。

この体罰調査が体罰禁止の徹底にどうつながるのかということですが、今回体罰の実態調査をいたしますけれども、各教員が皆かかわることになります。その際に、体罰のもともとの禁止されている意味合いなり、なぜ今こういうことになっているのかということ再度認識していただけることと思っておりますので、体罰禁止につながるものとまず期待をして、目的にしているところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、結果の評価、分析、いつ回収するのかという点でございますが、先ほど概要で説明いたしました、アンケート調査を児童にした上で、児童なり教職員なりに事実確認等の聞き取り調査も行う必要がありますので、終業式等の日程もにらみまして、3月25日に回収をいたします。その上で、和田委員おっしゃっておられますとおり、中身の評価、分析等をさせていただきたいと考えております。

それと、今回の実態調査を受けて体罰の基準の整理ということでございますが、現在、体罰につきましては、確かに機械的になかなか判定できないところでございます。一応、平成19年2月に文部科学省から、学校教育法第11条に規定している児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方ということで、一定のラインは示されております。ただ、機械的にはなかなか判断つきにくい部分、さらに最高裁判所の判例等も出ておりまして、その辺もあわせて考えざるを得ない現状でございます。ただ、新聞報道によりますと、昨日、参議院の予算委員会では、安倍首相が明確な基準を示していきたいというような方向も示されているということで、国の動きなりと合わせて我々でも取り組んでまいりたいと思っております。

最後でございます。体罰をした教師への指導、懲戒という話ですが、先ほどの答えと若干ダブりますけれども、体罰につきましては学校教育法で禁止されている行為でございますので、当然処分ということになります。先ほど言いました、今年度の処分事例でいきますと、1名につきましては減給1カ月、10分の1、もう1名につきましては停職4カ月という懲戒処分を行っているところでございます。なお、学校内で起こっていることでございますので、学校長に対しましてもあわせて処分を行っているところでございます。以上でございます。

○和田委員 まず、先ほどの磯城野高校の答弁、それからまた茶臼山古墳の答弁、それぞれそれぞれで一応了とさせていただきます。頑張ってください。

体罰の関係につきましては、体罰の基準が非常にこれから重要になると思うのです。文

部科学省の通知は、体罰はいけない、だけれどもということで、体罰の線引きができずに少し幅を持たせてしまったというような通知であります。

いろいろな人たちの考え方があります。体罰は絶対にだめだとか、いや、ちょっとぐらい許されてもいいのではないか。親の中では、少々たたいてくれても構へんで、指導ちゃんとやってやと、こういうような認識もございます。ですから、こうだという基準は出しにくいだろうけれども、しかし、国や我々が考えたことで、上からその基準をつくって押しつけていくというのはいささか乱暴なやり方ではないかと。いろいろな人たちの、地域の、PTAの皆さんやそういう教育関係者の皆さん方の意見を十分に聞き取りながら、実りのある、実効性のある基準を策定していってほしい。それこそ奈良県的な苦勞を積み上げた基準ということで、よろしく願いたい。これはもう要望だけにしておきます。

それから、これで今までの質問は終わりですが、さらに続けて簡単にさせていただきます。

前回私、この委員会で青翔高校について質問をさせていただきました。宿題をお渡しして、わかりました、検討しますと言っていたものがまだ返っておりませんが、それはきょうはもう問いません。代表質問をさせていただく機会を得ましたので、そのときにまた事前にいろいろなものをお渡ししまして、質問させていただきますので、よろしくお願い致します。

一応、教育委員会の関係はそれで終わらして、あとくらし創造部についてですが、エネルギーの問題でございます。エネルギーの問題につきましては、エネルギービジョンができ上がったところで、今度は地域振興部のエネルギー政策課へ業務移管すると認識しておりますが、それで間違いないでしょうね。はい。だから、くらし創造部の所管からはこの業務がなくなると。それで、一応所管としてはもう事業はないということで、本当にいろいろとお世話をいただきましたけれど、ご苦勞さまでございました。

しかし、エネルギービジョンをつくり、今まで環境政策課として頑張ってきた、蓄積したいろいろな情報はあるわけですから、同じ県庁内のことですから助け合いはするでしょうが、この委員会などで指摘されてきたことで、何が強調されているのかといったことを、新しくできるエネルギー政策課へしっかりと引き継ぎをやってください。

一つだけ、このようなやり方については、何か方法があるのかどうか。例えば、電力エネルギー問題が、県民的な課題になってきたのは、脱原発の問題を、私らは言うておりますが、それはそれとしてありますけれども、昨年計画停電が出てきた。この計画停電で大

変なことだと言って、それから電力エネルギーに対する関心がものすごく上がったわけです。これは全く皮肉なことです。

関西電力から計画停電のおどしをかけられて、奈良県からは病院施設については計画停電から外してくださいと要請したにもかかわらず、関西電力は、そんなことはできませんといっちはねのけて、この計画停電を維持した。そんなことで学校現場も給食などで大変なことになりました。そんなこともありまして、電力エネルギー問題が一挙に関心を持たれたわけです。

ですから、そんな関西電力の切り口からの関心を高める方法ではなくて、もっと別の、節電もそうだし、再生可能エネルギーを生み出すこともみんなお互いに関心を持つという形の、衝撃的な啓発の方法ですね。そういうものはこれから時々打ち出す必要があるのではないかと思うわけです。その点、何か策があるならばお示しいただきたいと思います。以上です。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 和田委員おっしゃるように、 昨年の計画停電の際に、我々は病院、あるいは福祉施設、学校等、いろいろな機関を調査させていただきました。ここで病院でも自家発電装置のあるところ、ないところ、そういうようなものもわかってまいりました。まだまだおくられているところについては手だてをしなければならぬと、本当にその時点の調査でわかったのも、ある意味では衝撃的なところもありましたが、まだこれだけおくられているのかというところも確かにございました。これを教訓に、いろいろとエネルギービジョンの中でも緊急的なものもうたっておりますし、電力会社に全く頼りっ放しだったのが頼らなくてもいいようなこと、再生可能エネルギーとして地球にも優しい、環境にも優しい形でのエネルギーを自給自足という形でどれだけ進めていけるかというのが、このエネルギービジョンの根底にございます。

そういう意味で、県民を挙げて、節電というのも片方では大きな効果がございます。わずか5%の目標を立てておりますけれど、この5%、電力の送出にかえたらすごく大きい量になるように思っております。それは県民がこぞって努めていただくことによって、大きな発電にかわるものができてくると思います。

和田委員おっしゃるように、県下の関係機関や藤野委員長にも出ていただいております。奈良県節電協議会を母体として県下のいろいろな団体が参集していただいておりますので、その参加の企業あるいは組合、そういうところへも伝達をしていただける協議会ございまして、また市町村も入っております、県も入っておりますので、県民、市町村の住民に

もすべて行き渡るような形で、これからも節電あるいは送電の取り組みをしっかりとやっていきたいと思っております。以上でございます。

○和田委員 策はまだ考えていただいていないような感じでございますが、取り組むという決意はいただきました。

このあいだ山本委員ほか何人かと北欧へ視察に行きましたが、やはり国民はこぞって環境意識が物すごく高い。その結果として、再生可能エネルギーがどんどん進んでいるというような状況でございます。したがって、本県においても再生可能エネルギー、節電にしっかりと取り組むためには、環境意識を高めていくということが物すごく重要だということをし添えて、私の発言にかえさせてもらいます。ありがとうございました。

○奥山委員 済みません、3つほど聞きたいと思います。

今、和田委員からも中高一貫教育校の青翔高校の件がありました。これはもう教育委員会関係の方はよくご存じで、私もずっと中高一貫教育に取り組んできましたもので、事あるごとに質問もし、歴史から見ると十津川高校がということになって、十津川高校ではだめだと、中高一貫をとにかくやってもらわないといけないということはずっと訴えてきて、やっと今、皆さんの努力の結果、実現するようになってきました。

そこで今回、青翔高校が中高一貫教育ということで、これから来年に向けて、教育委員会は教師の関係、生徒の募集を先導的にいろいろやってもらわないといけないのですけれども、実質奈良県で初めての中高一貫教育と理解しているのですけれども、これが御所市に今度できます。この中で、御所市行政と県立の中高一貫教育校を設置することに対してどのような協力体制なり、御所市がどういう支援体制でいるのか。そういうことの協議等ができていれば、教えていただきたいと思います。

2番目が、きょう、体罰に係る調査の実施について説明があり、昨今、非常に大阪市の桜宮高校、いろいろなところでこの問題が出ております。ああ、もう出るかなと思っていたら、奈良県でも有名なテニスクラブを持っている某高校も、これは私の想定内でございますけれども、やはり出ました。そして今回、体罰に係る調査について。私はずっと野球を大学までしていましたが、私の時代はたまたま教職員資格を持っていない人が、高校のときは先輩であったということでしたけれど、教師ではない人が監督をしていました。今はもう全部教員でしていただいているという認識をしているのです。それでいいですね。この体罰に係る調査についてというのは、基本的には学校の先生、監督がイコール教師ですから、それに対する調査の中身なのかどうかというのが1つ。

というのは、この話を新聞紙上で言われていたら、私の野球仲間とか、ラグビーもしてましたのでラグビー仲間とか、陸上もしてました。特にスポーツはずっとやっていましたので、そういう人たちから、これ今、教師ばかりになっている。これもいいのですが、おれらのとき言うたらって言葉悪いですが、おれらのときは部活終わって、先輩らに当時だったらバットで、俗に言うけつバットでびしびしやられる。それを耐えた人が、今度はおれらが上級生やから、待ってましたと。現実はまだそういうことだってあると思います。私はスポーツをしていた一人としてですよ。たまたま私の人生では、私に対してはそんなこと1回もなかったのですけれども、中学校、高校のときでもやはり、1年生のときは上を見て、ああ、やられてはるな、あ、今度はやり返してはるなと、こういうような繰り返しでしたけれども、これがいじめ、虐待、体罰、どう関係するのか。私もまだ結論は出ていないのですけれども、部活による体罰というのですか、生徒間、スポーツをしていたら選手間の体罰についての調査というのが入っていないように思うのですけれど、これはまた別のレベルでもらっているのかどうか。

たまたまことし、奈良県内の硬式の野球部の少年野球ですけれども、その総会に寄せていただいたときに、指導についても非常に困ってました。当然、こういうところはクラブチームでやっているところですから、やはり甲子園を目指す、いや、プロ野球を目指すというような夢を持った、小学校からずっと硬球をさわっているような選手です。そうすると、そこに監督やコーチもいっぱい来ていましたけれども、ちょっと反省していますと言う声ばかりです。反省していますということは、これだけ体罰が大変な問題になってきたら、子どもたちにどうやって教えたらいいのかと。

その中で一つ言われていたのは、たまたま野球の場所でしたけれど、とにかく言葉では体罰とかそういうことは言われなかったけれど、子どもというのは真冬とか真夏に練習しているときに、集中を欠かすととんでもないけがが発生する。そのためにも、監督、コーチたちは絶えず、しっかり気合を入れていないとだめだと、けがをするぞと。この注意というのは、小・中学生なり高校生でもそうだと思うのですけれども、真夏なんか一生懸命に練習したら1時間で大体集中力も少し途切れてきます。おかしなもので、集中力が途切れているときに、スポーツ関係の人はよくけがをする。それも大けがをするということがあるのです。だから、教育委員会は、どのように今後、指導者の体制、教育をされるのかというのは、非常に興味があって、また注意深く見守っているのですけれども、ころっと方向転換をするような気がします。

ただ、日本で、そこまでになってきたら、もう学校の部活は一切文部科学省で廃止してもらって、各地域のクラブチームに任せなさいと。学校でスポーツなり文化なりをしっかりと教えるというのは、日本独特ではないのですか。ほかの欧米などは全然違います、学校で教えません。これが私は日本のよさだと思っていたのです。そこが今いろいろなことで問題が出てきているので、今後、文部科学省を待っていてもいけないと思うのだけれども、教育の奈良モデルを標榜される教育長はどう考えておられるのか、お尋ねいたしたい。

つい最近、友人のドクターとしゃべっておりました。体罰からいじめから、学校教育は当然人権も含めて命の大切さということは、事あるごとに文字にも出てくる、口にも出す。でもやはり命を失うという事象はなかなか消えない。私の友人の医者ですけれども、ドクターの立場から意見をいただきました。

命の大切さということを教えているというけれども、おれは、毎日、命が助かるかどうかの人と闘っている。命の大切さというのは、仕事でありながら、やっぱり一番わかっているはずである。だから、命の大切さを教えていますよと言っているだけのことでないのかと、大変な辛口を言われて、これは自分でも反省しないとイケないと。私にも子どもがいますから、まず動物、植物から命は大事だよと小さいときからよく言いました。それでずっと来ています。でも私自身、本当に命の大切さというせっぱ詰まった教え方を子どもにできたのか。実は、ものすごく不安になってきたのです。

だから、命の大切さをとということで、虐待や体罰といろいろなことからそれを言われるけれども、毎日を命と闘っているような専門家にも、これからは出番というのですか、しょっちゅう強烈なことばかりを言ってもらったら子どもは萎縮するけれども、そういうようなことも教育の中で入れていく時代が来たような気がしました。だから、教育の専門家の人たちは、私の意見についてはどのように思われますかということだけ、答えられたら答えていただきたい。幸いにも県立医科大学というようなところを県は持っています。やはり命の大切さをとということを、全く違う観点から、これからは教育に入れていただくことも大事と思っておりますので、これに対してお答えがあれば、教えてください。

私は、たまたまある中学校で評議員にいつも任命されて、2回に1回しか出席できないのですけれど、もうアンケートばかりです。今度は教師と生徒にこんなアンケートしますと。それで、アンケートの結果が出ますと、大体A、B、C、Dで分けています。ほとんどBです。例えば、命の大切さや人権の大切さについて、よく学んでいますかと。教師は教師で、大体Bが60%ぐらい。子どもたちの結果も58とか58。何%で、アンケート

の結果も大半がBのランクに必ず来るのです。私はアンケートをとっているだけで、それで満足していないかと出席したときはよく言うのです。

だから今回、体罰に係る調査、これ調査イコールアンケートみたいなものだけでも、答えが楽しみなのです。この中で教師に対する体罰についての中身だけだったら、またいろいろ数字は出てくると思います。それが部活でしょっちゅう先輩に体罰を受けているのだという質問項目があるのかどうかもわからないですけれども、そういうことであれば、ある程度の数字は出てくるけれども、果たしてその中身が、A、B、C、Dランクで、Bランクが大半というようなことで、奈良県は大体Bでいいのではないですかというような結果にならないような調査についてというのは、これは文部科学省で全部の問題が指定なのか、県だけ独自ののか。その辺だけ、考察も含めてどのようにされるのかというのを、専門家ばかりに言っても何だけれども、ちょっと気になりました。もう何年もこの中学校のアンケートはいつも同じ数字です。それで結局、こともしましただけで終わっていないか。これがやはりここというときに自殺者が出たり、取り戻せないようなことになっているのかという思いもあるので、これとこれという質問をしていないから答えにくいかわからないけれども、答えられるところだけ、別に再質問も全然考えていませんので、教えていただいたらと思いますので、よろしくお願いします。

○吉田教育次長 まず、県立中学校について、お答えをさせていただきます。

現在、奈良教育大学の重松敬一教授、数学専門でございます。この先生を会長といたしまして、青翔高校の校長でありますとか、あるいは地元教育委員会の教育長を含めた6名で構成をいたします奈良県立青翔高等学校への併設型中学校設置協議会で、県立中学校のさまざまな問題について協議をいただいているところでございます。

2回会議を開きまして、地元の方からはご理解をいただいておりますし、お互いに協力関係を持ちながら、県立中学校も地元の中学校も向上していけるそんな関係をつくってきたいという意見もいただいております。

県立中学校では、やはり理数科単独校や国のスーパーサイエンスハイスクールの指定を受けている青翔高校併設という強みがございますので、それを活かしまして、科学講演会あるいは自然観察会、こういったものを開催する。それも地元公立中学校を中心に県内の小・中学校にも参加をいただく、こういった科学教育の拠点校としての役割を果たしていくことが大変重要であると考えております。

また、今月の26日にもこの協議会を開催したいと思っております。

なお、今後のスケジュールといたしましては、現在本会議に、奈良県立青翔中学校の設置条例案を提出させていただいております。議決後は、奈良県立青翔中学校の開校準備委員会を即座に立ち上げたいと思っておりますし、入学者選考の基本方針を5月には公表する、あるいは学校の教育内容についても具体的な説明会を児童、保護者、教員を対象にして6月には持つ予定で進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○石井教職員課長 部分部分になるかもわかりませんが、体罰の関係でお答えをさせていただきます。

部活に係る選手間のことでございますが、今回につきましては、教職員の学校生活面の指導の中で、教職員から児童生徒への体罰の調査でございますので、選手間につきましては、いわゆる暴力になると思いますが、その分の調査は入っておりません。

それと、最後におっしゃってございましたアンケートで、これは今回の実態調査は、もともと1月11日に本県で実態調査をするということを宣言した後、文部科学省から1月23日付だったと思いますけれども、一斉に調査するよという追加指示が参りましたので、先ほども言いましたが文部科学省に結果を報告いたしまして、全国との比較は可能になってきて、一定の評価ができると考えているところでございます。

あと、命の教育等々につきましては、学校教育課長からお答えをさせていただきます。

○安井学校教育課長 命の大切さについて教えているかというご質問でございますけれども、教育活動のいろいろな局面の中で、当然、生命の大切さ、命の大切さということについては、折に触れて話をしたり、指導をしているところでございます。とりわけ、小・中学校におきましては道徳教育がでございます。道徳の時間におきまして、道徳的な心情であったり判断力、実践意欲という道徳性を養うことを目的に取り組んでおりますが、その道徳教育の目標の中に生命の尊さを感じ取る、あるいは生命、命あるものを大切にするという目的がございますので、そういった内容にかかわります教材等も活用しながら、生命の大切さということにつきましても取り組みを進めているところでございます。

○富岡教育長 まず、体罰につきましては、校長及び教員がという法律上の制限があり、教育的な指導、必要な場合は懲戒をすることができる。ただし、体罰はいけませんという条文自体読んでも仕方がないのですが、要は条文の趣旨はそうなのです。今回問題になっておりますのは、やはり校長及び教師ですので、その調査になります。

それから、今は外部の監督さんというのは、もうほとんどおられないと思っております。ただ、ここからは離れますが、今回の場合は、生徒にまず調査をしますので、法律上の

云々よりも、子どもさんの体罰を受けたという感覚をまずアンケートに書かれると思います。それを受けてからスタートしよう。だから、児童生徒が体罰を受けた、こういうところからスタートをしている。

ただし、これは教員が体罰をしていますと法令違反ですから、懲戒処分をしなければならぬのです。そのところになりますと、かなり詰めたものやっつけていかないと、いいかげんな処分なんていうことはあり得ませんので、だからたくさん出てくると、処分までに時間はかかるとは思いますけれど、これはやらざるを得ない、こういう詰めをやる。親御さんがどう感じられたかというのは管理者が窓口を各学校に置いてやっつけていく。これ、文部科学省が統一的なやり方というのを示さないのです。それぞれの地域、府県独自の調査をやってくださいということでもあります。私どもは、やる限りには漏れのないように、二度の調査なんて不細工なことは調査をする意味がない。とにかく子どもからいく。13万6,000人もの子どもたちにあえてその規模でやっつけていくという形でございます。

それから、もう一つのご質問は、部活の今後ということで、部活や学校の持っている機能、例えば就職指導や、あるいは進路指導などを学校がやってくれるというのは、本当に日本独自の非常に良い部分です。この間も講演会があり、そこでもおっしゃっていましたが、若年者の失業率が日本は先進国の中では著しく低い。これは何かというと、学校が就職活動をあっせんしてくれるからだ、という発言もございます。まさにそういうよい部分を持っております。

部活もまた伝統的に持っている先輩後輩のいい部分がございます。ただ、法体系と現実との間でのギャップがいろいろ出てきますと、どこまで残っていくのか、これは試行錯誤の中で行われ、50年前の部活動と今の部活動はやはり変質もしてきていると思いますから、方向性としては、奥山委員のおっしゃるように、地域クラブの方へウエートが少しずれていくのかと。

ただ、学校として部活というのは、生徒指導という部分、これも外国では聞いたことがない。先生方は生徒に一生懸命になってくれる部分も本当になくしてしまっているのかという思いはありますけれども、直ちにどうこうなるということではないと思いますので、流れとしてはそういう方向へウエートが少し変わっていくとは思いますが、なくなってしまうのではないかと逆に思ったりもします。

それから、命の大切さは、道徳のことも言いましたけれど、今、うだ・アニマルパークで命を大切にしようというフェスタをやっております。小さい子どもさんに動物の心音を

聞いてもらうとかいろいろやっております。これは命の大切さを知ることによって、自傷、他傷、人を傷つけたり、自分を傷つけたりすることがない、それから規範へはぐくまれていくという、そういう思いからやっているものでございまして、そういうフェスタ仕立てでもやっているということをつけ加えさせていただきます。以上です。

○奥山委員 吉田教育次長。中高一貫教育の件について、先日、御所市長に会いまして、県立の中高一貫教育校を置きますと、いろいろな話をしました。これを非常に歓迎されていました。歓迎されているだけだったら困りますと私が言ったのです。この県立青翔中学校、高校をもっと御所市としてバックアップしてもらおう。それはなぜといったら、ある意味やはり教育もそのまちづくりのスタートの一つになるという点ではものすごく大きいと思う。だから、あなたが首長であるなら、今回のチャンスで御所市のまちづくりにどのようにしていったらいいかということはよく考えて、地域の人や学校と協力してやってくださいと、個人的な思いで言っておきましたので、すばらしい中高一貫教育校を御所のまちづくりに寄与できるようにやっていただきたいと思います。

もう一つ、学校教育課長、命の大切さを、10年も20年も前からこればかり言っているわけです。でも結果はいつも大きな問題ばかりが勃発してくるということは、私の持論ですが、10年、20年して全然よくなるのは、やり方がまずいのではないかといつも思うわけです。だからあえて、友達のドクターはこんなことを言っていますと言っているのです。道徳教育でやっているというが、道徳教育をずっとやったら絶対にいけますかと言っているのです。そういう考えでやっていくと、結果が全然変わっていなかったら、やったことは何だったのかと、こうなるわけです。だからあえて、こういうこともありますよと言っただけだから。いや、道徳教育とか私にすればそんなこと言われなくてもわかっていると思っているわけです。そのへん、ちょっときつけれども、やはりきっちり私の質問に対応するように答えてもらわないと困ります。いずれにしても、この教育については結論がないのは、もうよくわかっています。今度のアンケートの結果は楽しみにしているけれども、部活の先生が半分は懲戒の対象だな、先生足りないなということにならないようにだけ、私は期待をして終わっておきます。

○大坪委員 奈良維新の会の大坪でございます。少し質問をさせていただきたいと思っております。先ほど、「生物多様性なら戦略概要版」についてご説明がありました。これの第Ⅱ章の2の(5)の奈良県のニホンジカ、これの課題の2つ目で、奈良のシカと春日山原始林の共生の問題というところを見せていただきますと、この1つ前の課題のニホンジカ生息

域拡大と生息数増加によりさまざまな問題が生じています、というところでは、農業被害の
ことについて書かれてあるのですけれども、この春日山原始林との共生の問題の部分で
は、書かれていません。これは奈良のシカの農業被害が、奈良公園室で保護計画などがさ
れている、そちらの方でということもあるのかもしれませんが、この戦略を行って
いった結果というか、そこから派生する問題として質問を1つだけさせていただきたいの
です。19ページに春日山原始林の保全策のためには、防護さくの設置の検討、そして原
始林サポーターの検討ということが書いてあるのですけれども、これが防護さくとサポー
ターだけで解決がされると思われているのかということと、原始林からシカがいなくなっ
たということで、そのシカが周辺に与える影響についてどのように考えられるのか、お答
えいただきたいと思います。

○七尾景観・環境局次長自然環境課長事務取扱 今、大坪委員のご質問のことは、「生物
多様性なら戦略概要版」の中身のことだと思います。

生物多様性なら戦略は、地域の自然の特性を明らかにし、奈良県らしい豊かな自然を守
る施策を推進するために策定するものでございます。そのため、奈良県の現況におきまし
て、生息域が拡大し、生息数が増加し、生態系に影響を与えております奈良県のニホンジ
カの問題を本県の特性の一つとして取り上げさせていただいております。

ニホンジカにつきましては、第Ⅱ章のところでも書いていますように、中山間地域のシ
カと奈良のシカとに分けて記述しておるところでございます。奈良のシカにつきましては、
古くから春日大社の神の鹿として保護されて、天然記念物に指定されており、保護すべき
対象であるという側面がございます。中山間地域のシカとは同じ扱いはできないものと認
識しております。

また、奈良のシカは、特別天然記念物に指定されております春日山原始林への影響が問
題視されております。奈良のシカの食害によりまして、シイ、カシ類の後継樹が育って
おらず、シカが食べないナンキンハゼだけが増加しているという問題がございます。これら
の共生とか兼ね合いの問題を課題として取り上げたところがございます。

周辺地域への影響でございますが、奈良のシカの増加と行動範囲の拡大に伴いまして、
県下各地と同じく農業被害とか深刻な問題が出ていることは聞き及んでおるところでござ
います。大坪委員お述べの被害につきまして、これまでも天然記念物を所管しております
ところ、奈良公園を所管しておりますところ、あるいは奈良市農林課とか鹿の愛護会とか
いろいろなところが食害について、例えば農家さんと話し合いを持ちながら対応してきた

とか、そういったところでございますが、生物多様性の観点からも連携を図りまして、奈良のシカの取り扱いについて検討してまいりたい、このように考えております。以上でございます。

○大坪委員 済みません。防護さくと春日山原始林サポーターで解決ができるのかという部分について、お願いします。

○七尾景観・環境局次長自然環境課長事務取扱 19ページ、あくまでトピック的なイメージとして載せさせていただいております。保全のためのイメージとしまして、これまでも防護さくとかサポーター、このようなものもございますし、今後もそれを発展させていくと聞いております。それと検討会などもございますし、今後は検討されるものと考えております。

○大坪委員 どうもありがとうございます。生態系の方が中心ということですから、とにかくこれがきちっと取り組まれて、すばらしい結果が出るようにまた頑張っていただけたらと思います。

それでは次に、北朝鮮による日本人の拉致問題についてお伺いをしたいと思います。人権施策課としての今までの取り組みについてお伺いしたいと思います。

○鍵田人権施策課長 私には、北朝鮮の拉致問題に関して、人権施策でどういう対策をとられておりましたかということでございます。

北朝鮮による拉致問題は、重大な人権侵害であるということもございますので、県といたしまして国際観光課を中心に、具体的には県のホームページでその問題の概要や取り組みを掲載させてもらっております。また、毎年12月10日から16日に北朝鮮人権侵害啓発週間というのがございまして、拉致問題の啓発ポスターを県内に掲載させてもらったり、同週間に啓発記事を県民だよりの12月号にも掲載させてもらって啓発に努めているところでございます。

○大坪委員 ありがとうございます。私も、実はホームページのコピーを持っているのですけれども、これは国際観光課で被害者を救出するためにいろいろと取り組みをしている内容が書かれておりまして、最後の方には署名用紙がダウンロードできる、こういったことにも取り組んでいただいているのですけれども、平成14年10月に拉致被害者5名の方が帰国されてからもう10年以上の年月がたっております。私自身も今、このブルーリボン、これは救う会の方でつくっております、救出するための運動をしているのだというバッジでありますけれども、このバッジをしていても、その青いバッジ何ですかといまだ

に聞かれる方も結構ありますし、運動している人間はかなり意識を持ってやっておられると思うのですけれども、やはり一般の国民の意識は、かなり薄れてきているのかなということを感じるわけであります。やはり、この問題は決して風化させてはならない、そして一日も早い解決を目指すということで、あえてこういった場でこのことを取り上げさせていただきます。

むしろしっかりと取り組んでいただいていると思うのですけれども、ぜひとも動きのあるこれからの対応というものをさせていただきたいですし、また皆様方もたまには拉致問題を、家庭の場や社会の場で話題にさせていただき、こういったことが大変重要であろうかと思えます。ぜひともその点もよろしくお願いをしたいと思えますし、より一層の県としての動きのある取り組みをお願いしたいと思えます。

それでは、次に、教職員による飲酒運転の懲戒処分についてお尋ねしたいと思うのですが、先日ニュースを見ていたときに、神奈川県教育委員会が飲酒運転をした教職員に行った懲戒免職処分4件のうち3件が県の人事委員会の裁決、そして、裁判所の判決の方で重過ぎるという結果が出たため、この処分が覆されたと。それで、県の教育委員会は、処分指針の運用を見直して、個別の状況で判断をする方針に改めたということが載っておりました。そしてまたこれは教職員ではありませんが、兵庫県加西市の職員の免職取り消しが、2009年に最高裁で判決が確定をしましたので、飲酒運転をしたら即懲戒免職であるという処分基準を見直すような事態が相次いでいるということも報じられていました。

そこで、本県の飲酒運転による懲戒処分の基準はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○石井教職員課長 教職員に係ります飲酒運転の関係について、お答えをいたします。

飲酒運転は言うまでもなく悪質で危険な行為であり、県教育委員会としましてもこれまで厳格な姿勢で対応してきたところでございます。

基準でございますが、平成18年に飲酒運転に係る懲戒処分基準の見直しを行っております。その見直し後、飲酒運転により人身事故を起こした場合は免職、事故を伴わない場合であっても免職または停職の懲戒処分といたしますことなど、より厳格に対処することとしております。また、飲酒運転により懲戒処分を行った場合には、県民への説明責任を果たすと同時に、再発を防止するという観点から、報道機関へ氏名等の公表も行うこととしております。

また、事案の発生の未然防止のために毎年2回、7月と12月に教職員に対し綱紀粛正

の文書を出しまして、その中で飲酒運転の絶無を期することを繰り返し述べさせていただいておりますとともに、市町村の教育長会や校長会などの機会をとらえまして、飲酒運転の絶無を期すよう周知の徹底も図っているところでございます。

県教育委員会といたしましては、まず飲酒運転をはじめ、教職員としてふさわしくない非違行為の根絶を目指しまして、これまで同様に教職員としての自覚を促すため、周知徹底を図っていくとともに、万一非違行為を行い、本県教育の信用を失墜させるに至った者に対しましては、これまで同様、厳正に対処していきたいと考えております。以上でございます。

○大坪委員 今、平成18年9月とおっしゃられたのは、多分福岡市職員の人を巻き込んだ死亡事故がきっかけであると思うのですけれども、それ以前はどこの自治体も酒気帯びで事故を伴わなければ停職というのが多かったようにも聞いております。ところが、今お聞きしますと、本県の場合は、事故を伴わないものに関しましては、免職か停職というぐらい。一般的に、とにかく飲酒運転をしたら懲戒免職処分であるというところが多い中で言うと、そもそもちょっと軽いのかということも感じます。それが万が一捕まったとしても免職にならないというような気持ちにつながっていけば、そこで抑えが外れてしまうのではないかということを感じるわけであります。

このニュースの中で見ていますと、ほかの自治体ではこれらの件に対して、判決だけでなく身内の中からもちょっと重過ぎるのではないかとか、事故を起こしてないから、ふだんの勤務態度がまじめだから、そしてまた生徒から復帰の嘆願書が出ているから、こういったことが書かれている。私はこんなことは全く関係ないと思うのです。やはり、子どもたちを教える立場の人間がそんなことをしてはだめだと言われていることをやって、正しい道に導かなければならない立場の人間が、それで一体何を教えるのかと思うわけです。

不服申し立てをして、結局はそれが裁判になって、結果としてこういう形で免職が重いという判決が出たということなのですから、不服申し立てをするということは、その方がどれだけ反省しているのかという姿勢を、私は問われると思います。教育者であるという観点から、厳正にやっつけていかれるということですので、やはり処分の軽重ということに関してはしっかりと考慮して、厳正な処分を行っていただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

次に、高等学校におけるバイクの3ない運動です。これは昔から、もう私たちの若いときからあったものですが、この3ない運動について少しお伺いをしたいと思うので

す。いわゆるバイクの免許を取らない、乗らない、買わないという3ない運動ですが、本県の各高等学校での現状についてお伺いをしたいと思います。

○沼田生徒指導支援室長 オートバイの3ない運動の県立高等学校の現状でございます。

県立高校全日制で3ない運動を実施している学校は5校でございます。3ない運動の考え方を推奨しておりますが、免許の取得に関しては一定の条件をもとに許可制にしている学校は9校、そして3ない運動を実施せずに届出制にしている学校は18校となっております。以上でございます。

○大坪委員 今、5校が実施をしている、そして、気持ちは賛同けれどもいろいろな事情で幾らか認めているところが9校ということですから、実質は14校がこの運動に賛成的な立場で、あとフリーになっているところが18校ということだと思っておりますけれども、これは今後、流れはどういうふうになっていくとお考えになっているか、お聞かせください。

○沼田生徒指導支援室長 3ない運動につきまして、少し経緯を申し上げますと、1980年代にバイクブームがございました。その折、交通事故が増加しましたこと、また全国各地で暴走による危険走行や騒音などが社会問題化したこと、そんなことから、昭和57年、社団法人全国高等学校PTA連合会におきまして、高校生の生命を尊重する観点から、オートバイの免許を取らせない、オートバイに乗せない、オートバイを買わせないといった3つの指針を掲げた3ない運動を決議し、推進されてまいりました。

しかし、平成9年8月に全国高等学校PTA連合会において、3ない運動は全国決議文から拘束力の少し弱い宣言文へと扱いが変わり、また5年ごとに宣言文の見直しが行われ、平成24年8月の全国高等学校PTA連合会では、3ない運動の宣言文も出さずに、今後は自転車、バイク、歩行者のマナーアップ運動のキャンペーンを実施すると、このように変わってまいりました。

このような背景の中から、本県におきましても県立高校の3ない運動についてはPTAと各学校が協議、連携して、この経緯に沿った形で推移し、現在、先ほど申し上げた数字になっているところでございます。

今後ですけれども、こういう経緯の中で、免許を取得した生徒に対しまして、学校単位で警察または自動車学校等のご協力を得ながら、交通ルールやマナーを身につける指導、または実技指導を行う学校がふえておりますことから、この方向で交通安全教育の一層の推進をしっかりと図るようにはしてまいりたいと考えております。

○大坪委員 今、経緯をずっとお話をいただきました。私はどちらかというと、これは免許としての制度があるわけですから、完全に規制をなくしてしまって、今おっしゃっていただいたような交通安全教育という部分でしっかりと安全に取り組んでいただきたいという思いを持っております。

なぜこういった質問をするかといいますと、私も車に乗っております。これは車だけではないのですけれども、昨今の交通マナーが本当にひどい状況にあります。これは車の方がということはよく社会で言われるのですが、やはり歩行者、自転車、そしてこのオートバイ、これも含めてすべての面において信号無視であったり、それこそ走ってはいけないところを走ったりとか、そういったこともよく見受けられるわけでありまして。ですから、このPTAですべていろいろ取り組みされてきて、結局去年の8月には宣言文すら出されなかった。これはやはりそういう流れになって、しかもマナーアップ運動に衣がえをされたというのは、これはもう本当に大変すばらしい方針転換だと私自身思っております。

今、いかに交通安全、交通マナーのアップというのが社会的にやはり課題になっているのかということがよくわかると思います。若いときに、特に高校生ぐらいのときに、もっと、もちろん小学校、中学校からこれは歩行者、また自転車ということになるのですけれども、このマナーを身につけることは、彼らが大人になってから、またもっと言えば、高齢者になってからもそういう身につけた姿勢は、しっかりと続いていくものであって、そこでしっかりとしていなければ、いい年した大人がもういいかげんな、交通ルールを守らないようなことになって、これが大きな事故につながったりもするということでありまして、ぜひともこの交通安全運転教育、そしてまたその他の交通マナーの向上のための教育に関しましても、積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

それで、最後なのですけれども、領土教育、そしてまた、古事記の教育現場での取り組みについて、少しお伺いをしたいと思います。

まず、領土教育についてであります。小学校、中学校で使用されている教科書に領土はどのように取り扱われて、また県教育委員会としてはどのように指導することとしているのか、お伺いをいたします。

○安井学校教育課長 小学校、中学校で領土についてどのように取り扱われているかということでございますけれども、現在、学校で使用されております教科書での領土の取り扱いにつきましては、小学校では5年生の社会科のすべての教科書に北方領土が日本の領土であるということが明記されております。また、ロシア連邦によって占拠されているとい

うこと、我が国がその返還を求めているという記述がございます。中学校の方では、同じく社会科の教科書ですけれども、北方領土のほか、竹島、あるいは尖閣諸島について本文や地図上に日本の領土とわかる形で記載がされておきまして、いずれも我が国固有の領土であるということを学習しています。

また、これらの教員の指導の仕方についてでございますが、小学校の学習指導要領では、5年生の社会科で我が国の位置と領土を指導すること、また中学校の学習指導要領では、北方領土は我が国の固有の領土であるということなど、我が国の領域をめぐる問題にも着目させると示されているところでございます。

これらのことを踏まえまして、県教育委員会では、すべての公立小学校の学級担任に配付してございます教科等指導資料におきまして、北方領土につきましてはロシア連邦によって不法に占拠されていること、また我が国がその返還を求めていることなどについて触れるように示しております。また、県教育委員会主催の中学校の社会科担当の教員対象の教育課程の研究集会では、領土について指導する際に、北方領土と同様に竹島などの学習を通して我が国の領土、あるいは領域について理解を深めさせるように指導をしているところでございます。

○大坪委員 ありがとうございます。そういう形で指導するという事柄なのですから、これは多分一定の時間で、社会科のときのある時期にするということかと思うのですけれども、今、本当にいろいろと我が国の固有の領土のところ、特に尖閣諸島などでは毎日のように領海の中に艦船が入ってくる、こういったことがニュースで報じられております。やはり、子どもさんは、何でこんなことが起こっているのということも、多分家などでは親にでも聞いたりすると思う。ということは、また家ではひょっとしたら、そんなもん学校へ行って先生に聞いてきてと、そういった事例もあろうかと思えます。

ですから、今、いろいろなニュース等で報じられている時期に、タイミングを得た指導というかそういう取り組みというのは進められているのか、またされるようなおつもりはあるのか、お伺いいたします。

○安井学校教育課長 現在、竹島あるいは尖閣諸島などの領土につきましては、非常に社会的な関心も高いという時期でございます。児童生徒にこういうことについて着目させるということで、ある意味好機であることから、我が国固有の領土であることを適切に指導するということが重要であるという考えのもとで、例えば今月25日に中学校社会科の教員によりまして任意で行われます冬期の研修会がございますが、そこに当課の指導主事を

派遣しまして、竹島あるいは尖閣諸島などの領土に関する生徒への指導のあり方等につきまして指導助言をすることとしているところでございます。

○大坪委員 具体的に25日にそういった指導が行われるということなのですが、過去からも多分こういった領土の教育ということについて質問等もあったとは思いますが、今まで通知文とかそういったものを市町村に出されていたのか、またそれが出されていないのであれば、今後、今たまたま25日とおっしゃいましたけれども、そういう都度こういったことを実際問題声を伝えていただくことについてどのように考えられるのか、お聞かせください。

○安井学校教育課長 先ほど申し上げましたように、小学校社会科におきまして、我が国の位置と領土を指導する、あるいは中学校の社会科におきましても北方領土は我が国固有の領土であることなど、領土をめぐる問題について着目させると、そういうことにつきましては、小・中学校の学習指導要領に示されている中身でございまして、すべての学校において指導計画に基づいて指導が行われているということでございます。そのようなことから、特定のそういう内容の指導につきまして通知を出すかどうかということは、一部なじまないということもあろうかと思いますが、今後どのようなことができるかということをもっと研究をしてみたいと思っております。

○大坪委員 今、領土をめぐる問題とおっしゃいましたけれども、領土の問題といいますと、何か我が国の領土に関して問題があるようにもとられかねませんので、あくまでこれは領土教育ということでありまして、その辺の認識だけはよろしくお願いをしたいと思います。

次に、古事記の教育現場の取り組みということですが、昨年、古事記編さん1300年という記念すべき年であったわけですが、県教育委員会として小・中学校や高等学校において古事記を教材として取り上げたような指導が行われたのかどうか、それについてお伺いしたいと思います。

○安井学校教育課長 古事記を教材として取り上げた指導としましては、小学校におきましては従前から、社会科ですべての教科書にヤマトタケルノミコトが取り上げられております。大和朝廷による国土の統一の様子に関心を持たせるとともに、我が国の歴史や伝統を大切に国を愛する心情を育てることをねらいとして、指導を行っているところでございます。また、小学校学習指導要領では、伝統や文化に関する教育の充実が図られておきまして、小学校の国語科でも伝統的な言語文化に親しんで、それを継承、発展させる態

度を育てることをねらいとしまして、新たに昔話であったり神話、伝承などの文や文章の読み聞かせを行ってお互いに発表しあうこととされています。

これらのことを踏まえまして、県教育委員会では、平成22年3月に県内の小学校すべての学級担任に、約3,000部を配布しました小学校教科等の指導資料の中で、古事記の中にある因幡の白ウサギの指導例を示させていただくとともに、平成23年3月には、昔話や因幡の白ウサギの読み聞かせを収録しましたDVDを作成いたしまして、県内の希望する小学校に配布して授業の充実を図ってまいりました。なお、昨年の調査では、そのDVDは県内公立小学校の91.7%に当たります、189校で活用がされております。

さらに、県立高等学校でございますが、県内の大きな取り組みでありました平城遷都1300年祭を契機にいたしまして、来年度のすべての入学生から、古事記でありましたり世界遺産を題材としました新しい学習であります奈良TIME、これを必修としまして、週1時間、1年間実施することとしております。

この奈良TIMEは、本県の生徒たちに郷土の伝統、文化等に対する興味、関心や理解を深めること、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うこと、そして、国際社会の中で自立した社会人として生きる力を身につけるということねらいとして設定したものでございます。そういった取り組みを現在しているところでございます。

○大坪委員 小学校、中学校、高校と、それぞれさまざまな取り組みをしていただいているということでもありますけれども、高校の奈良TIMEというのは、全部の入学の生徒からやっただけではない。ただ、小学校でも古事記のDVDが91.7%。1割近いところはまだ希望もしておられないということですから、子どもたちの目に触れることもないのかと思います。全般的に幅広く、これからいろいろな形でぜひとも古事記の学びというものを広げていただけたらと思うのですが、ご承知のとおり、古事記は、日本最古の歴史書でありまして、天地開闢から推古天皇の代まで、本当に長い期間を取り扱った上中下巻から成る書物であります。

いろいろな取り組みをしていただいで、始まりがあって過程があって、それで最後までこの一連の流れがあるのです。ですから、今おっしゃったように、ヤマトタケルノミコト、そしてまた因幡の白ウサギと、断片的なことももちろんそれである程度のことを知るということもあるのですけれども、やはり古事記の全体の流れというのを大ざっぱでもいいのです。それを皆さん方に知っていただいで、奈良県に住む人間として、他県から来られる方々や、そしてまた外国から来られる方、こういった方々にある程度話ができないと、特

に外国の人、自国の歴史とか神話であるとかいうことは結構知っておられると思います。先ほど国際人としてということもおっしゃいましたけれども、やはり自分の国の神話を知っている、また歴史を知っている、そういった歴史観、国家観というものをしっかりと持った人間こそが、今の国というのを立て直していけるというか、その原動力になるのではないかということを思っております。

ですから、やはり自分たちの主権という、先ほど申し上げた領土教育、こういったことでしっかりとみずからの国の領土の成り立ちを知っていく、そしてまた歴史につながってくる神話、この古事記、日本書紀、記紀・万葉プロジェクトもやっておられますけれども、特に教育の部分でこういった問題をしっかりと取り組んでいただいて、正しいことは正しいというこの真実を主張しながら協調していくということ、それこそが真の国際人であろうかと思しますので、どうかこの2つの教育というものに取り組んでいただく。やはり奈良県は国のまほろばで、本当に日本民族の発祥の地であります。この奈良県からそういったことをしっかりと発信できるような人材を送り出せる施策に取り組んでいただきたいということを強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○浅川委員 1点だけ質問したいと思っております。

先ほど、大坪委員からも質問のありましたニホンジカの話です。奈良のシカと春日山原始林の共生の問題として、七尾景観・環境局次長からいろいろ説明がございましたけれども、奈良市におけるシカは天然記念物に指定されているわけでありましてけれども、これはあくまで春日山原始林並びに奈良公園の区域における規定であればいいのですが、奈良市全体にそれをかぶせられているというところがどうも疑問なのです。

それで、文化財保存課長にお尋ねいたしますが、例えば、京都府の方に行くと、早い話、駆除できるわけです。共生ということではなくて、やはり個体数を調整するというのも必要だと思うし、特に奈良市の東部においては、柳生とか大柳生方面でシカの被害が相当出ていると聞いているわけですので、個体数調整ということが果たして可能なのかどうか。天然記念物の指定というものは、果たしてどういうかけ方がされているのか、その辺についての説明をお願いできませんでしょうか。

○小槻文化財保存課長 浅川委員お述べのように、奈良のシカは天然記念物に指定されております。確かに、昭和32年に当時の奈良市を指定区域としておりますが、なぜ指定されたかといいますと、主には、春日大社の境内地でありますとか奈良公園とか、その周辺

に生息して人によくなついていると、そういう生息の態様に特色がある、学術的価値があると認められて、指定されたものであります。

一方、農作物の被害、あるいは春日山原始林への影響ということがあるのも事実でありまして、それも承知しております。そういう中で、今現在も有識者を中心にして、県の関係課、奈良公園室でありますとか文化財保存課でありますとか、あるいは奈良市とか鹿の愛護会、あるいは春日大社等を構成メンバーにして、鹿のあり方検討会を設置して、その中で、人とシカの共生のために今後、農作物の被害の防止、春日山原始林の食害からの保護、こういうものを含めた管理計画を策定する方向で議論されております。

平成25年度につきましても、奈良公園室が中心となって、奈良のシカの保護、育成、生態調査、あるいは防護さくの設置の検証効果も含めてですが、そういうものもあわせて、さらに計画策定に向けた取り組みも進めていこうとしているところであります。そういうもろもろの被害防止も含めた管理計画の作成に向けまして、知事部局と連携をして教育委員会でもそれに加わっていきたいと思っております。

○浅川委員　ご丁寧に説明ありがとうございました。

私が聞きたいのは、この法律を、例えば変えることが可能なかどうか。これは文化庁の所管の法律になるのでしょうか。ただ、考えてみたら、最近奈良市に併合された旧都祁村とか旧月ヶ瀬村においてはシカの駆除は可能だということも言われているし、では、その奈良市の中で、ある程度その線を引くことは可能ではないのかと。実際、春日山原始林を越えてしまったシカが天然記念物と言われるシカなのかどうかというところは、甚だ疑問だと思うし、その選別をどうしたらいいのか。これは大変難しいことだと思いますけれども、そういう区域というものはもう少し限定できるのではないのかと思っております。では、これは県の管轄であるのか、いわゆる文化庁の範疇の話になるのか、どちらなのでしょう。

○小槻文化財保存課長　文化財保護法上、天然記念物の指定というのは奈良市を規定されております。確かに、どのようなシカでも保護するということは決してありません。おのずとその区域があります。支障がないものについては保護から除外すると、こういうふうに考えるのが普通でありますので、管理計画の中でそういうエリア等も検討されていくこととなります。

○浅川委員　だから、それは県でもその辺の法律を制定することは可能なのですか。文化庁までいかないといけないのか、それとも県でそれは考えておられるのか、どちらかとい

う話なのです。

○小槻文化財保存課長 平成25年度から奈良のシカの保護管理策定委員会の中で、県におきまして管理計画の策定を検討していくということではありますが、もちろんそのときには文化庁の意見も聞きながらこういうエリアでいいかということ協議を進めていくということになります。

○浅川委員 いまいちわからないけれど、文化庁の意見を聞きながらというのは、やはり文化庁なのですか。県でできるのですか。はっきりその辺が知りたいのですけれど。

○小槻文化財保存課長 管理計画そのものは県教育委員会で策定をしていくということになります。

○浅川委員 全然わからない。

○小槻文化財保存課長 計画の中で……。

○浅川委員 計画を立てるのはいいけれど、法律をつくっているのは文化庁でしょう。文化庁に言わなといけないということですね。

○小槻文化財保存課長 指定の、文言からいうと奈良市というふうになっておりますけれども、実際……。

○浅川委員 奈良市一帯となっていますね。

○小槻文化財保存課長 はい。ただ、早い話が、このシカについては保護しますと。あるいはこの区域以外は保護対象外ですと。そういうエリアを奈良市一円と書いていると、実際のところ、奈良市を全部含むかということとそういうことはありませんので、保護する対象区域、保護しない対象区域というものをその計画の中で検討していくと、明確にしていくということでもありますから、その法律や告示の文言を変えるということではなくて、計画の中で区域の方を明確にしていこうという考えであります。

○浅川委員 では、その計画で対応できるということになりますね。

○小槻文化財保存課長 はい、そうです。

○浅川委員 ありがとうございます。あと一つ、質問ではなく要望です。1つ皆さんにお話ししたいのは、体罰についてです。体罰の考え方というのは、私もいろいろな思いがあるのです。ところが体罰に対しては、それぞれの委員がそれぞれの思いを持ってそれぞれ質問してもなかなかちがいが明かないということもあるのではないかと。体罰規定もそういうことは教育委員会が決めるようにという話もいいかもわからないけれど、一度議会で議員間討論も含めて、体罰についてもっと議論する必要があるのではないかと。やはり議会で

まとめていく必要があるのではないかとということで、このことを委員長に要望したいのです。この委員会でやってもいいし、政策検討会議に持って行っていいし、当然各派連絡会にもその辺を諮らなければならないことになるかと思えますけれど、その点についてひとつ要望しておきたい。議員間討論をしませんか。

○藤野委員長 検討いたします。

○浅川委員 ということで、お願いしたいと思えます。それを申し上げて、終わります。

○宮本副委員長 もう時間も迫っていますので、手短にしたいと思えます。

3点お聞きしたいのですけれども、1点は、この間、和田委員も私も取り上げてきました放射線副読本の使用についてですが、以前からこれは非常に一面的な教材で、日本原子力文化振興財団という原発推進の立場でつくられたものでして、放射能についていいましても、自然界に存在するものと人工でできるものと区別せずに放射能は身近にあるというふうに、意図的に安全だというイメージを持たせるような書き方であったり、そういうことが大きく話題になりまして、国会では文部科学大臣も陳謝するという事態もあったというもので、我々は、これはもう即刻回収するべきだと、そして使用してはならじという立場を申し上げてまいりました。

そういったものなのですが、これの使用状況を調査するということでアンケートもなされたことと思うのですが、そのときに、現場の教師の皆さんからどのような要望があるかということ、市町村教育委員会を通じてとられていると思えます。そこで寄せられている要望の中には、現場で児童生徒が放射能、放射線といったものについて、どういったことを知りたいと思っているのかというニーズが多分に反映されていると思うのですが、教育委員会を通じて寄せられているそのアンケートの結果、指導する際にどういった要望があったのかということをお知らせしていただきたいと思います。

2点目は体罰にかかわる問題ですが、私も浅川委員同様に、この問題は大人社会全体で議論をする必要があると思っておりますし、議員間で議論することは非常に賛成であります。言うまでもなく、体罰というものは決して抵抗できないという力関係の中で行われるということでありまして、先ほど、学校教育課長がおっしゃったように、いじめとの共通項という点でいいますと、著しい人権侵害ということが言えると思えますし、もちろん、戦後の教育のもとでは一貫して禁止をされてきたものですので、根絶をするという立場に、すべての関係者が立つ必要があると思っております。

その上で、体罰をなくすという決断を、すべての関係者が持つことは大事なのですが、

体罰が生まれる背景に何があるのか。一体、やっではならじと禁止をされているのになぜ起こるのかと、ここに目を向けた議論も当然必要ではないかと思っており、いろいろな報道を見る中で、成果を求められる、結果を求められるということが教師にも非常なストレスとなって、安易な方向に走ってしまう。やっではならないとわかっていながら、圧力によってものを言わせるということになっているのではないか。そういう点で教師が置かれている環境、多忙化の実態というものが、もっと国民の前に明らかにされないと、一方で体罰をなくそうということを行いながら、一方で起こってくる土壌を放置しているということになると思いますので、これは本会議でも質問をする予定がありますので、ここでは詳しくやりませんが、教師の、病気で休暇をとるという実情が今どうなっているのか、あるいは精神疾患に罹患するという実態がどうなっているのか、このあたりのことについて明らかにしていただければと思っています。

3点目は、廃棄物処理の問題で、このほど奈良県の廃棄物処理計画が新しくされるということで報告がありました。これを見せていただきますと、県内のごみ焼却施設を見ましたら、稼働後21年以上経過したものが48%になっています。あるいは人口規模でいっても、人口1万人以上5万人未満、要するに5万人未満のところは63%ということになっておりまして、私の地元の平群町でいっても、焼却炉が老朽化をしていると。しかし、一定の規模がありますから、燃やし続けなければならない。一方で、人口も減ってきていると。そして分別をもっと進めないといけないということで、このほど燃えるごみの中から、廃プラスチックだけ別に収集するということにしました。そうすると、どんなことが起こるかという、焼却炉にほうり込まれるごみの中で水分の比率が高くなりますので、温度が下がってくる。これでは炉が傷むということで、せっかく別々で集めた廃プラスチックを燃料がわりにほうり込む。そして、炉をとめてはなりませんから、ごみの数を努力で減らしていったとしても、もっとごみを持ってきてもらわないと困るといった矛盾も起こるわけです。

また、隣の斑鳩町でいいますと、焼却炉はもう使わないということで、ごみの外部委託を決断しました。そうなりますと、徹底して減らさなければならないということで、こちらでは徹底した分別収集が進むことになってくるわけですが、廃棄物処理の方向としては、ごみを極力減らしていくということを土台に据えながら、それぞれ市町村が直面しているこういう問題を的確に県の指導によって導いていく必要があると思うのですが、そういった焼却炉の今後のあり方について、ここではどういうふうを示していかれるのかというこ

ともお聞きしておきたいと思います。

以上、お願いします。

○松尾教育研究所副所長 放射線に関する指導に対する学校の要望ということについてのお尋ねでございます。

県教育委員会では、昨年12月に市町村教育委員会を通じまして、学校にアンケート調査で、放射線に関する指導をする際に教員にどのような研修が必要かということ进行调查をいたしました。その調査結果におきましては、放射線の人体への影響に関する研修が必要であると回答した学校が90%と、最も多くなっております。次いで、放射線の防護、管理、それから放射線の性質の順となっております。

この調査結果を受けまして、教育研究所では、来年度、奈良県立医科大学の森俊雄准教授を講師といたしまして、放射線が人体に与える影響、それから放射線の防護、管理、放射線の性質といった内容で研修講座を開催することとしております。

なお、昨年1月には、県教育委員会が主催いたしました栄養教諭、学校栄養職員等講習会におきまして、放射線の食品への影響ということにつきまして、奈良教育大学の長友恒人学長に講演をしていただいております。また、この3月に開催予定をしております奈良県学校安全研修会におきましても、放射線の影響ということにつきまして、長友学長から講演をいただく予定になっているところでございます。以上です。

○石井教職員課長 病気休職者の状況をお尋ねかと理解しております。

病気休職者の状況につきましては、平成23年度の数字でございますけれども、本県の場合77名が病気休職をとっております。そのうち精神疾患に係る者につきましては43名という状況でございます。以上でございます。

○梶田廃棄物対策課長 焼却炉のあり方、ひいてはごみの減量化についてのお尋ねでございました。

県内の施設の老朽化あるいは小規模といったところは、宮本副委員長お述べのとおりでございます。そういった中で、老朽化に伴う維持管理のコストの増、あるいは施設の更新問題、そういったことが各市町村の喫緊の課題になっていると、県としても認識をしております。

一般廃棄物の処理は、市町村の自治事務であります。各市町村は、廃棄物処理法に基づいて処理計画を策定し、それにより事業を実施しているわけでございます。また施設の整備については、国から市町村への交付金、あるいは起債に係る地方交付税の制度等、事業

実施のスキームの仕組みが存在しております。そういった中で、県のかかわり方につきましては、市町村の意向を踏まえることが、まず一つ大事なこと、大切なことになろうかと思っております。県といたしましてもごみ処理に係る広域によるスケールメリット、あるいは効果、効率的な観点から、市町村と連携、協働して促進、推進していく必要があると考えております。

こういったことから、平成22年度、23年度、市町村長サミットの奈良モデル検討会、これは県と市町村の水平連携で各行政テーマを検討しているわけなのですが、その中の一つとしてごみ処理の安定的な継続ということをテーマに議論をしてみました。このサミットの成果を継承する形で、新奈良県廃棄物処理計画案でごみ処理施設の安定的確保、そして県、市町村の連携協働、奈良モデルによる施策推進等を掲げておきまして、また、来年度の予算では、奈良モデルプロジェクト推進事業でごみ処理広域化の促進ということをお願いしているところでございます。

県といたしましては、関係市町村等の意向を踏まえ、あるいは意見、要望等を聞きながら、広域化を促進するための検討会議の設置、運営、あるいは広域化によるコストのシミュレーション、施設の整備費なり維持管理費なり人件費なり、かなりロングスパンでのシミュレーションになろうかと思っております。そういった研究、検討段階、あるいは事業化に向けての意思形成の段階を中心にして、支援、協力を行っていきたい、そのように考えております。

それでごみの減量化ですが、数値的なところは先ほど説明がありました。資料3にもございますが、目標設定といたしましては、家庭から出るごみは順調に減ってきておりますもので、それは今までどおり減量の数値を伸ばしていきたい。それと、数値的に横ばいになっているのは事業系の一般廃棄物でございまして、率直に申し上げまして実態がかちつとつかみ切れていない面もございます。この辺は各市町村からのデータ、あるいは事業者の協力もいただきながら、この計画を進行管理していく中で数値についても見ていきたい、そのように思っております。

そういった中で、先ほど申しましたが、施設の広域化の促進とともに、ごみの減量化、リサイクルも含めまして、これも奈良モデルプロジェクトと位置づけて、来年度、市町村とともに検討をしていきたい、そのように考えているところでございます。以上です。

○宮本副委員長 ごみ処理の問題から、まず要望しておきたいと思うのですけれども、樹田廃棄物対策課長から、家庭のごみは減っているけれども事業系のごみが横ばい現状だと

ということが述べられました。そのところ、余り知られていない実態ではないかと思しますので、ぜひそういったことも十分啓発していただいて、事業者側に協力を求めていくということが大事かと思いましたので、ぜひその方向で進めていただきたいと思うのです。

それともう1点、10年ほど前に広域化に向けて県がイニシアチブを発揮していただいたことがあったのですが、うまくいかなかったという経過もあったと思います。そのことを踏まえて、今度の計画策定に当たっては十分に市町村を導いていただきたいと思っております。最初に申し上げましたように、ごみの減量を土台にしているということが大事だと思っております。

それから、放射線副読本のことですが、いろいろと研修を予定していただいているということで非常に大事な観点だと思いました。県内には奈良教育大学の長友学長をはじめとして放射線のスペシャリストの方もおられるということで、十分に協力もしていただけるということですので、大いに研修を深めていただいて子どもたちのニーズにこたえていただきたいと思っております。

そうなりますと、この放射線副読本を新年度、使うべきでない、配るべきでないと思はるのですが、その決断が教育長に求められているのではないかと思うのです。この副読本は随分昔から原発安全神話を広めることを第一の使命にしたような財団がつくっているものですから、これだけ今年度各地で問題になっている中で、この副読本にかわる教材が、いろいろな研究所でもつくられ普及し始めています。例えば、福島大学なども減思力と向かうというスローガンで、げんしりょくというのは思考力が減ると書いて減思力です。要するに、しっかり物を考えられるような教材をつくらうという観点から、放射線の真実についていろんな角度から迫ったものをつくられているようです。そうしたことも考えますと、これは一方で研修を深めていただいて、放射線に対する正しい知識を文字どおり子供たちのニーズにこたえられるように教師が身につけるということをやらば、あの副読本を使う必要がないのではないかと。一面的にしか書かれていないから使うとむしろ矛盾が起こるわけです。そういう点では教育長の決断が求められると思うのですが、その点、最後にお聞きしておきたいと思っております。

それから、体罰問題について言いますと、また本会議でも質問しますので余り詳しくは言いませんけれども、やはり根本にある勝利至上主義、結果主義というものが教師を追い込み、こういうことになっていると思っております。

そういうこと言いますと、教師の病気休暇の状況も出されましたけれども、精神科に

勤める方などに聞きますと、精神疾患で通院しながら教壇に立っておられる教師は非常に多いということです。それだけストレス環境になるということを思いますと、こういった教育条件の整備ということも進めなければ、体罰は根絶できないという思いを強めましたので、これは意見として申し上げておきますので、最後、放射線副読本についての教育長の決意をお聞きしておきたいと思います。

○富岡教育長 確かに、言われていますように、原子力に関しましていろいろなものが研究されてきているというのも事実だと思います。ただ、あの副読本は、国が市町村の意見を集約して、直接国から市町村の方へ送って学校へ届ける。学校のニーズを聞いて、それを県が集約して国へお伝えして、国から送られている。もう子どものところまで行ってあります。それを絶対間違っているのだということを県が断じて回収する、また経費をかけて回収するということは、物理的にも難しいのかと思います。今、活用されているところも現実としてありますし、それはどこかといいますと、被曝したときの対応をどうするかというところ。やはり先生方は、その部分では使っているみたいですが。原子力の性質ももちろん子どもたちに伝えていますが、どう対応するのか、そういうことも伝えてありますので、それは難しいのかと思っております。

○藤野委員長 それでは、これをもちまして質疑を終わります。

なお、当委員会所管事項に係る議案が追加提出される場合には、当委員会を定例会中の3月6日水曜日の本会議終了後に再度開催させていただくこととなりますので、あらかじめご了承願います。

また、浅川議員から提案要望がありました体罰についての議員間討議の件ですが、正副委員長で検討をさせていただき、開催するならば、内容、あるいは進め方について、また皆さん方のご意見を賜りたいと、このように考えておりますので、ご理解よろしくお願いを申し上げます。

それでは、これをもちまして本日の委員会を終わります。ありがとうございました。